

### 市議会 12月定例会

問議会事務局

☎773・6650

12月4日(月)から南魚沼市議会の定例会を開催します。

会本庁舎3階議場

日程(予定)

12月4日(月)

市長所信表明・議案審議ほか

12月6日(水)～8日(金)

各常任委員会

12月11日(月)～13日(水)

一般質問

12月15日(金)

委員長審査報告・議案審議

他日程の詳細と一般質問の通告内容は、市ウェブサイトに掲載するほか、一般質問当日に、通告内容をまとめた冊子を受付で配布します。

※正式な日程は、11月24日(金)に決定します。詳しくは、お問い合わせください

お問い合わせください

請願・陳情の提出期限

11月21日(火) 午後5時15分

(期限以降に提出された請願・陳情は3月定例会での審議となります)

### くらし・相談



人権なんでも相談所  
相談無料・秘密厳守

問法務局 南魚沼支局

☎772・2164

家庭内、近隣間のもめごと・悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題や、いじめ・差別などの相談に応じます。

12月1日(金)

会湯沢町公民館(湯沢町大字湯沢2822)

相人権擁護委員

12月3日(日)

会湯之谷老人福祉センター(魚沼市井口新田5471-12)

相人権擁護委員

12月10日(日)

会市民会館2階 婦人会館和室

相人権擁護委員

12月10日(日)

相人権擁護委員

12月10日(日)

相人権擁護委員

12月10日(日)

・羽吹正(押出)

・青木智子(栄町)

共通事項

時午後1時～4時(受付:午後3時まで)

申不要。直接会場まで。

### 標準営業約款制度

「Sマーク」をご存じですか

問公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター  
☎025・378・2540

標準営業約款制度は、消費者を護るために法律で定められた制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店では、店頭でSマークを掲げています。Sマークは信頼できるお店選びの目安になります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。



### 住宅用地などの利用状況 変更に伴う手続き

問・申税務課 資産税班

☎773・6668

住宅用地には、固定資産税を軽減する措置があります。

次に該当する場合は、申告書を提出してください。

- ・住宅用地以外の土地に住宅を新築した
- ・家屋(店舗や事務所など)の全部または一部の用途を住宅に変更した
- ・土地の利用状況を変更した(住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど)

### 住宅用地とは

住宅として使用する家屋の敷地です。工場・倉庫・店舗・事務所などの敷地は該当しません。

### 住宅用地の固定資産税軽減率

- ・200㎡以下(小規模住宅用地)・・・6分の1に軽減
- ・200㎡を超える部分(一般住宅用地)・・・3分の1に軽減

※いずれも課税標準額を軽減する措置

### 家屋の取り壊し、所有者の変更があったら届け出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。家屋を取り壊した場合は、忘れずに届け出をしてください。登記されていない家屋

相続・売買・贈与などで所有者が変わった場合は「家屋

所有者(権)の変更届」を提出してください。

届け出がないと、旧所有者に課税が継続される場合があります。

### 申告書・届提出先

税務課、大和・塩沢市民センター

### 弁護士による 無料法律相談

問・申消費生活センター

☎772・2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

日11月13日(月)、16日(木)

午後1時30分～4時

会塩沢市民センター

定5人(1人約30分)

日11月10日(金) 正午

申電話でご予約ください(受付:午前9時～午後4時)

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申し込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によっては、お受けできない場合があります